

介護老人保健施設ソピア御殿山短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 公益財団法人河野臨牀医学研究所が開設する介護老人保健施設ソピア御殿山(以下「当施設」という。)において実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護などを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の介護などを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または主とする家族、その代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、法人の理念である「真療」(己を厳しく持して真に人間性に徹し、近代医学の粋を持って誠心誠意、患者様の診療にあたる。患者様を親子兄弟のように温かく診断、治療。)を介護老人保健施設の運営を通じて実践し、地域社会に貢献する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ソピア御殿山
- (2) 開設年月日 平成30年6月1日
- (3) 所在地 東京都品川区北品川5丁目2番1号
- (4) 電話番号 03-5793-3355 FAX番号03-5793-3365

- (5) 管理者名 渡辺 寛
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1350980015号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1	人
(2) 医師	1	人以上（管理者兼務）
(3) 看護職員	10	人以上
(4) 介護職員	24	人以上
(5) 支援相談員	1	人以上
(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1	人以上
(7) 管理栄養士（栄養士）	1	人以上
(8) 介護支援専門員	1	人以上
(9) 事務職員等	実績に応じた適当数以上	
(10) 薬剤師	0.3	人以上（兼務）

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員又は管理者は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの受入及び指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士（栄養士）は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務職員等は施設管理者の命を受け事務等を行う。
- (10) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

（利用定員）

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

（事業の内容）

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に

基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

- 2 利用者の状態像に応じ、利用者に必要な作業療法、理学療法または言語聴覚療法を、療法士合計1名以上の体制で行う。
- 3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合は夜勤体制置加算を算定する。
- 4 常勤の理学療法士または作業療法士を1名以上配置し、設置基準を満たしている施設がリハビリテーションを適切に行う体制にある場合に、入所者について個別リハビリテーション実施加算として1日につき、個別リハビリテーション加算として算定する。
- 5 利用者・家族の事情等により介護支援専門員が必要と認めている場合、緊急短期入所受入加算を算定する。
- 6 若年性認知症入所者に対し介護保健施設サービスを実施した場合は、若年性認知症入所者受入加算を算定する。
- 7 要介護度4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である方に対し医学的管理の下受入れを行なった場合、重度療養管理加算を算定する。
- 8 当施設の在宅復帰率等によって算出される在宅復帰・在宅療養支援等指標が基準値を上回り、他の諸要件を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を適用される施設基準によりそれぞれ算定する。
- 9 利用者の希望に基づき、ケアプランに位置付けられた場合に送迎を行った場合、送迎加算を算定する。
- 10 療養食が必要であると認めた利用者には、必要に応じて医師の食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿食等を提供する場合、療養食加算を算定する。
- 11 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急、その他やむを得ない事情により緊急時治療管理を算定する。
- 12 介護職員のうち介護福祉士の割合が一定以上の場合は、その割合に応じてサービス提供体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する。
- 13 所定単位数に7.1%を乗じた単位数を介護職員等処遇改善加算Ⅱとして算定する。

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） 利用料として、居住費（滞在費）、食費、利用者が選定する特別な室料、日用消耗品費、私物洗濯委託費、予防接種代、理美容代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

品川区、港区の一部（当施設から半径3km圏内）

（身体拘束等）

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 当施設は虐待等が発生した場合、速やかに区市町村へ通報し、区市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、原則9時から20時00分までとし、受付で貸出している面会カードを付け面会カード貸出受付票に必要事項を記載しなければならない。ただし、流行性、新興感染症によるクラスター等、やむを得ず面会を制限する場合は、感染防止対策委員会の決定により、この面会時間は変動するものとする。
- ・ 消灯時間は、21時とする。
- ・ 外出は、サービスステーションにて許可を申し出るものとする。
- ・ 飲酒は、健康上、他の利用者への影響を考慮し、ご遠慮下さい。
- ・ 喫煙は健康上、防火上の理由から禁止とする。
- ・ 火気の取扱いについては、施設内へのライター、マッチ等の火の元となるものの持込を禁止する。
- ・ 設備・備品をご利用の際は職員に知らせる事とする。危険防止のため療養室、談話室/食堂/レクレーションルーム以外への職員不在時の入室を禁止する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、別紙「入所のご案内」に基づき療養室の家具の収容範囲での持ち込みとする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己管理を原則とする。紛失、盗難については施設では責任を負わないものとする。
- ・ 外出時の施設外での受診は、病状安定期の要介護者をお預かりする施設とすることから、みだりに医療機関へ受診することは認められないものとする。やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に必ず施設へ連絡するものとする。
- ・ ペットの持ち込みは、原則として禁止するものとする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、法人若しくは事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定)

第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める公益財団法人河野臨牀医学研究所の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、公益財団法人河野臨牀医学研究所介護老人保健施設ソピア御殿山の役員会において定めるものとする。

付 則

平成 31 年 6 月 1 日	施行
令和元年 10 月 1 日	介護報酬改定に伴い改訂 第 8 条、第 9 条、第 12 条
令和 6 年 9 月 1 日	介護報酬改訂に伴い改訂 第 3 条、第 6 条、第 8 条
令和 7 年 4 月 1 日	介護報酬改定に伴い改訂 第 8 条 13、第 12 条及び第 16 条の新規設立 第 12 条以降の条数の変更